

## 資料編

- 1 想定される地震の規模，被害の状況
- 2 建築物の耐震化の現状（住宅，多数の者が利用する建築物）
- 3 耐震診断義務付け対象となる防災拠点建築物
- 4 地震発生時に通行を確保すべき道路（県指定）
- 5 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧
- 6 用語解説
- 7 関係法令

## 1 想定される地震の規模、被害の状況

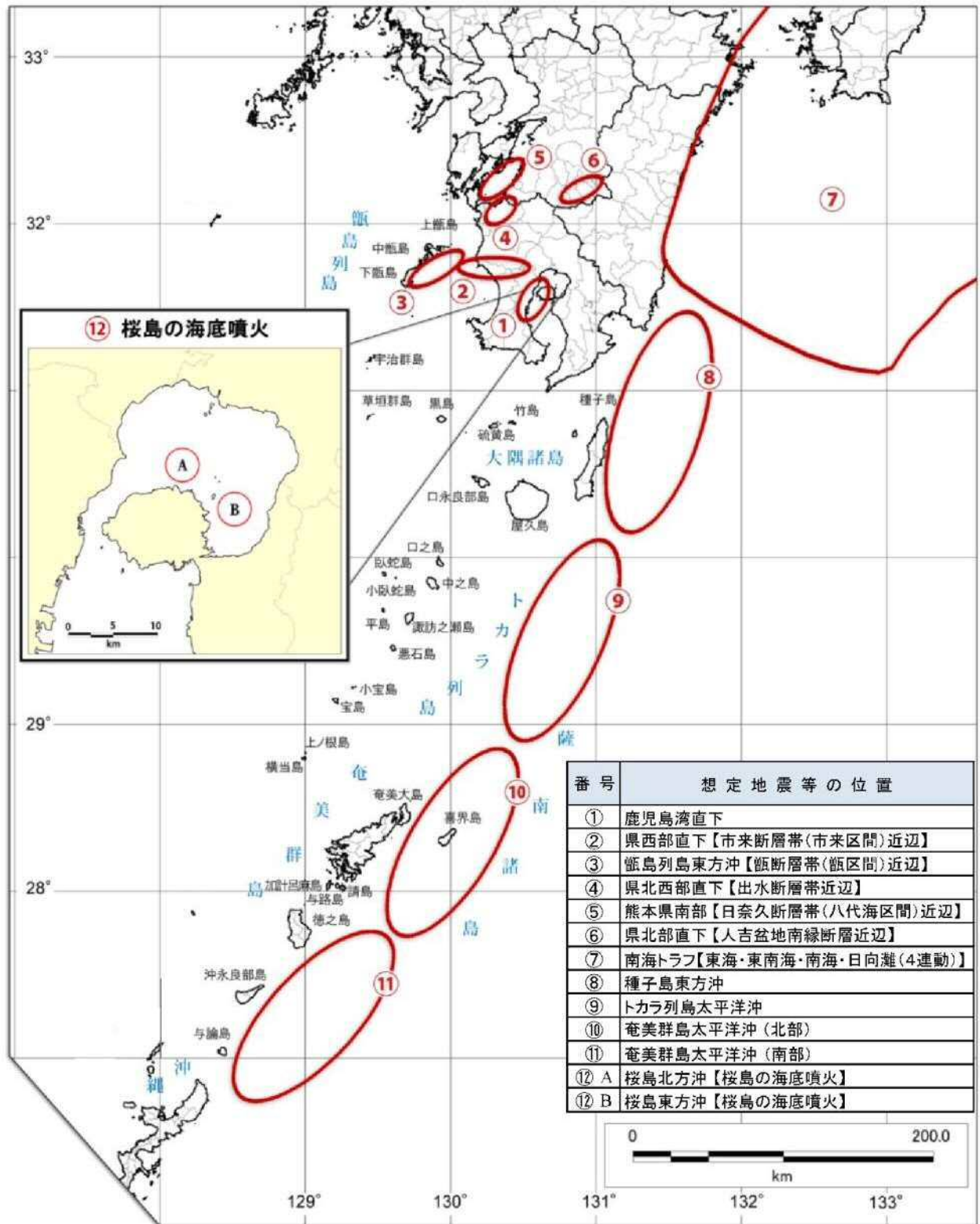
鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年2月）において、県内で想定される地震の規模及び被害の状況

番号	想定地震の位置	モーメントマグニチュード	最大震度	人的被害(人)		建物被害(棟)	
				死者	負傷者	全壊	半壊
①	鹿児島湾直下	6.6 (7.1)	7	270	2,100	12,100	40,300
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	6.7 (7.2)	7	540	2,800	13,600	28,000
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	6.9 (7.5)	6強	490	300	1,300	5,100
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	6.5 (7.0)	7	120	1,100	3,100	9,700
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	6.8 (7.3)	7	50	250	1,200	3,900
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	6.6 (7.1)	5強	—	—	130	390
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	地震:9.0 津波:9.1	6強	2,000	1,300	14,900	45,900
⑧	種子島東方沖	8.2	6強	190	1,600	14,100	53,500
⑨	トカラ列島太平洋沖	8.2	6弱	210	360	560	3,400
⑩	奄美大島太平洋沖(北部)	8.2	7	500	890	3,800	8,100
⑪	奄美大島太平洋沖(南部)	8.2	6強	580	350	1,100	2,800
(参考) ⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	820	380	200	570
(参考) ⑫B	桜島南方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	1,100	430	270	780

注：気象庁マグニチュード（M<sub>j</sub>）とモーメントマグニチュード（M<sub>w</sub>）について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード（M<sub>j</sub>）（ ）内を算出している。プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M<sub>w</sub>）を求めている。

(参考) 想定地震等の位置図 (鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月))



## 2 建築物の耐震化の現状

### ○ 住宅の耐震化率

(平成 25 年 10 月現在)

区 分		戸 数 (戸)	耐震化率 (推計)
住宅総数		714,000	75%
	耐震性を有する住宅	533,000	
	耐震性が不十分な住宅	181,000	
内 訳	木造戸建て住宅	460,000	63%
	耐震性を有する住宅	292,000	
	耐震性が不十分な住宅	168,000	
	共同住宅その他の住宅	254,000	95%
	耐震性を有する住宅	241,000	
	耐震性が不十分な住宅	13,000	

・総務省実施の「平成 25 年住宅・土地統計調査」を基に推計

## ○ 多数の者が利用する建築物の耐震化率

(平成 29 年 3 月末現在)

	民間	県有	市町村有	計
対象建築物全棟数 (A)	4,407	739	2,061	7,207
S56.6.1以降に建築された棟数 (B)	3,567	420	1,213	5,200
S56.5.31以前に建築された棟数 (C)	840	319	848	2,007
耐震診断未実施の棟数 (D)	602	24	53	679
耐震診断実施済棟数 (E)	238	295	795	1,328
耐震性能確保済棟数 (F)	111	183	500	794
耐震改修・建替が必要な建築物の棟数 (G)	127	112	295	534
耐震改修実施済棟数 (H)	76	108	265	449
耐震改修未実施棟数 (I)	51	4	30	85
(再掲)耐震性能を有する棟数 (J)=(B)+(F)+(H)	3,754	711	1,978	6,443
(再掲)耐震性が不十分な棟数 (K)=(D)+(I)	653	28	83	764
耐震化率 (J) / (A)	85.2%	96.2%	96.0%	89.4%

※主な多数の者が利用する建築物：  
 ・幼稚園・保育園 : 2階・500㎡以上  
 ・小・中学校等 : 2階・1,000㎡以上  
 ・老人ホーム等 : 2階・1,000㎡以上  
 ・一般体育館 : 1,000㎡以上 (階数要件無し)  
 ・その他の多数利用の建築物 : 3階・1,000㎡以上

### 3 耐震診断義務付け対象となる防災拠点建築物（市町村別棟数）

（単位：棟）

	自治体名	災害拠点施設 ※1			避難所 (1,000㎡以上)			合計	
		庁舎	消防署所 ※2		体育館	集会場 公民館	その他		
	鹿児島県								
1	鹿児島市								
2	鹿屋市								
3	枕崎市				2		1	2	
4	阿久根市				1		1	1	
5	出水市								
6	指宿市								
7	西之表市								
8	垂水市	4	2	2	2	1	1	6	
9	薩摩川内市	1	1		2	2		3	
10	日置市	2	2		1		1	3	
11	曾於市	3	3		2	1	1	5	
12	霧島市	2	2					2	
13	いちき串木野市								
14	南さつま市	6	4	2	3	1	2	9	
15	志布志市								
16	奄美市	2	1	1	1		1	3	
17	南九州市	1		1	1	1		2	
18	伊佐市	1		1				1	
19	始良市	4	4					4	
20	三島村	4	4					4	
21	十島村	2	2					2	
22	さつま町								
23	長島町	1		1	1	1		2	
24	湧水町								
25	大崎町	1	1					1	
26	東串良町								
27	錦江町				1		1	1	
28	南大隅町	1	1		1	1		2	
29	肝付町								
30	中種子町								
31	南種子町								
32	屋久島町	2	2		1		1	3	
33	大和村	1	1		1	1		2	
34	宇検村								
35	瀬戸内町								
36	龍郷町	1	1					1	
37	喜界町				1		1	1	
38	徳之島町	2	2					2	
39	天城町								
40	伊仙町	1	1					1	
41	和泊町	1	1					1	
42	知名町	1	1					1	
43	与論町								
	合計	44	36	8	21	9	9	3	65

注： 既存耐震不適格建築物のうち、耐震診断を実施していないもの、又は耐震改修が必要であるがなされていないものに限る。

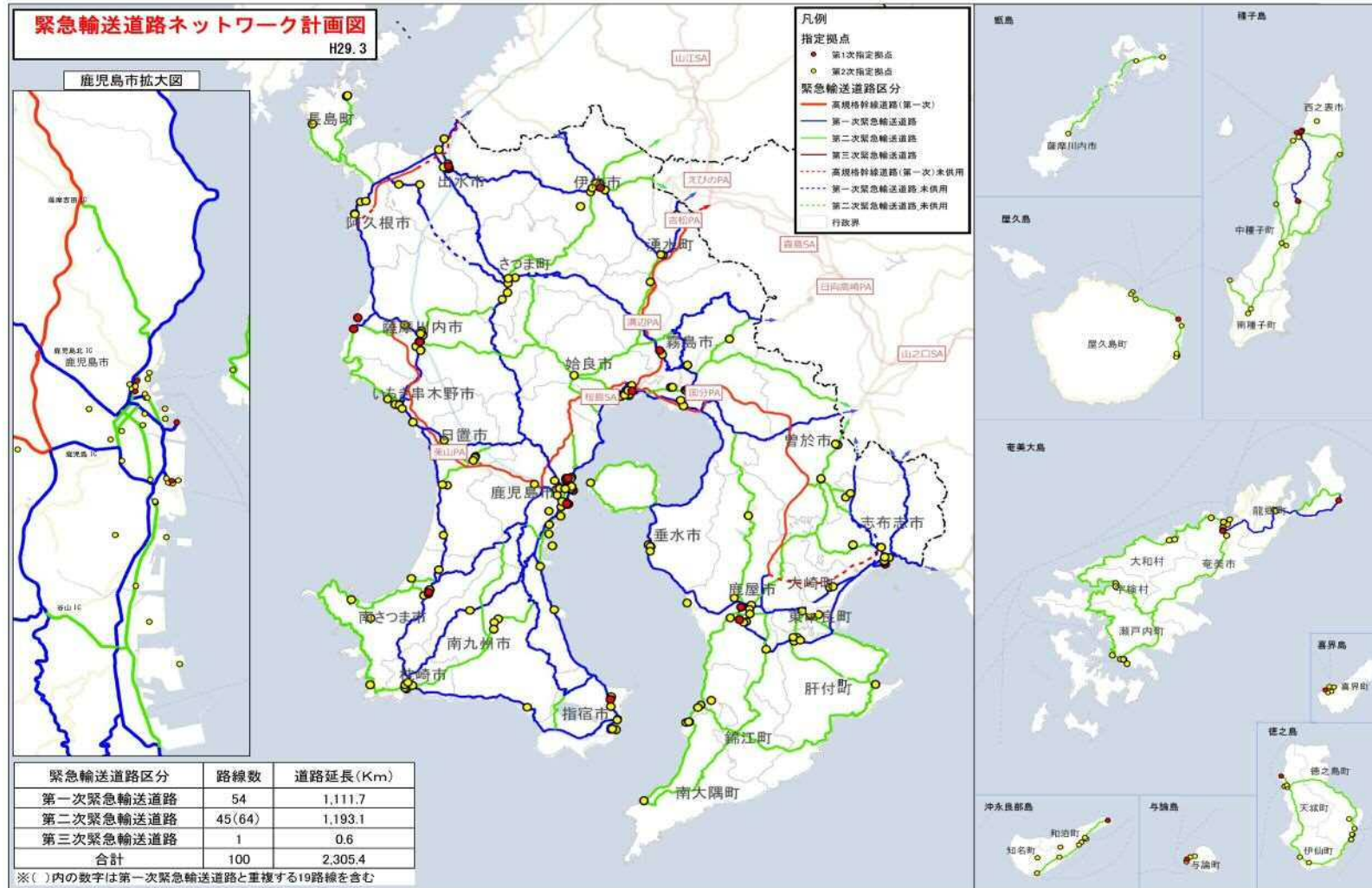
※1 警察署及び病院は対象施設無し。

※2 消防署所とは、消防署、分遣所をいう。

#### 4 地震発生時に通行を確保すべき道路（県指定）

鹿児島県地域防災計画に定める緊急輸送を確保するために必要な道路  
 （鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路）

（鹿児島県HP参照）



### (参考) 通行障害既存耐震不適格建築物のイメージ

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物で、下図に該当するもの

